

独立行政法人環境再生保全機構平成 21 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 21 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

< 公害健康被害補償業務 >

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

平成 18 年度、平成 19 年度に相次いで発生した虚偽申告等を踏まえ、不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成 20 年度比 50%増の現地調査を実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、申告書等の点検や未申告督促業務の一部を新たに委託業務に追加するなど機構業務の効率性を高めるとともに、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減を図る。

民間競争入札を活用した契約により削減が見込める申告書等の点検事務等に係る人員について、1 名の削減を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の点検、指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等のより一層の習熟を図る。

汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請について説明、デモンストレーションを行うとともに、新年度の準備に入る1月にオンライン申請懇話の依頼文書を発送し、オンライン申請の一層の促進を図る。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。また、都道府県等からの提出期限の徹底を引き続き図るとともに、オンラインを利用した納付申請等の協力を依頼し、事務処理の効率化を図る。

都道府県等が提出した納付申請等の入力誤り等の事項を把握し、都道府県等の要望も勘案して納付業務システムの改良を図る。

現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、現地指導の結果を必要に応じて環境省や都道府県等が主催する会議の場で報告する等、国及び都道府県等へ情報提供を行う。

(2) 納付金のオンライン申請の推進

都道府県等のオンライン申請を促進するため、都道府県等への現地指導や環境省及び都道府県等主催の会議の場等の機会を利用してオンライン申請の情報提供や導入依頼を積極的に行い、着実な導入の促進を図る。

< 公害健康被害予防事業 >

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成21年度の運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

(2) 事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることに

より事業の改善を図る。

また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、専門家や地方公共団体による検討会を設けて検討・試行するとともに、調査研究の一環として、事業実施効果の適切な把握に係る課題を新たに行う。

さらに、環境省が平成 22 年度までの予定で実施している「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」について、情報収集に努める。

3．調査研究

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、新たな調査研究課題について、公募により実施する。

また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 20 年度に引き続き、「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査研究」等 3 課題の研究を実施する。

なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

4．知識の普及及び情報提供の実施

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

5．研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

6．助成事業

(1) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、専門家や地方公共団体による検討会を設けて検討・試行する。

(2) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施する。

<地球環境基金業務>

1．助成事業に係る事項

(1) 助成の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

また、平成20年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。

毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。

助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

< ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 >

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

< 維持管理積立金の管理業務 >

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

< 石綿健康被害救済業務 >

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 救済制度について、広報実施計画を定め、新聞、雑誌などを含めた多様な媒体を活用した広範な広報を実施する。

関係省庁、都道府県、市町村、関係団体等と連携を図り、保健所等の行政機関、医師等の関係者、建設業界等の特に関係の深い業界などの対象に応じた効果的な広報を実施する。

自治体などと連携を図り、認定患者の多い地域などの地域的特性に応じて、自治体発行の広報誌への掲載等によるきめ細かな広報を実施する。

広報の効果を測定する手法を検討し、可能な手法により効果測定を実施して、その結果を広報業務等の改善に役立てる。

(2) 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を保健所及び地方環境事務所等の窓口に加え置くとともに、機構ホームページに申請手続、記載例等を掲載する。

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるよう「委託業務取扱要領」を適宜、見直しを行う。

救済制度に関する相談、質問事項等に対応するため、無料の電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 課題やニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営や広報業務等に反映させるため、認定患者及びその遺族、医療関係者等に対し、申請や認定、給付手続き等に関するアンケート調査を行う。

(2) 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに申請等の手続きが行えるよう医療機関に対し申請手続き等の手引きを送付し、適正な申請手続きの周知を図る。

また、学会等の開催に併せて、専門医を招き診断技術の向上のためのセミナーを実施する。

(3) 環境省や関係機関とも連携し、被認定者の発症の背景や療養上の実態、海外における制度の運用状況などに関する情報収集、調査を行い、

救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。

- (4) 認定や給付の状況については、随時、記者発表やホームページで公表する。

また、制度の運営状況についての年次統計を作成し、記者発表やホームページで公表する。

3. 認定・支給の適正な実施

- (1) 患者等から提出された認定申請・給付請求について、提出後速やかに書類を点検し、的確な事務処理を行う。

保健所等の担当者が、認定申請等に係る受付業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜、業務取扱要領の見直しを行う。

また救済制度の概要及び申請等に係る手続きについての説明を行い、円滑な受付などの確保を図る。

- (2) 被認定患者及び遺族から提出される医療費、葬祭料、特別遺族弔慰金等の請求に係る書類について、速やかに点検し、的確な事務処理を行う。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

- (1) 前年度の法改正を機に策定した認定・給付システムの見直し方針に基づき、セキュリティの確保を重視するとともに効率的なデータ利用を可能とする情報システムを再構築する。

認定・給付システムの再構築を機に、セキュリティの確保とデータ処理の効率化の観点から執務マニュアルを充実させた「業務実施マニュアル」の整備を図る。

- (2) 個人情報保護管理規程を業務に即して的確に運用するため、部内業務における実施規程等の整備を図る。

5. 救済給付費用の徴収

船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、関係機関との連携を図り、適切な徴収及び収納を行う。

6. 救済制度の見直しへの対応

環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集を図る。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

- (1) 組織体制及び人員の合理化

管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。

具体的な合理化目標の計画については、「 2 . 職員の人事に関する計画」において明示する。

(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」等の策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。

適切な業務運営を確保するため、内部統制状況の確認等を行う機関として第三者を含めた「コンプライアンス推進委員会（仮称）」を設置するとともに、監事による内部統制の評価を行う。

2 . 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化

事業部ごとに設置されている外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映させる。

(2) 外部委託の推進

サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

(3) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。

一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 21 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努める。

業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 21 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努める。

人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づく取組を実施する。

また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

その他

官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを平成 21 年度中に実施する。

(4) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、一定額以上の契約について、毎月ホームページで公表する。

企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施する。

また、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。

監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

(1) 平成 20 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画（平成 20 年 1 月 8 日）に基づき、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減の達成に向け取り組む。

（参考）

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3%削減量 80,403 kg-CO₂

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1. 予算 別紙のとおり
2. 収支計画 別紙のとおり
3. 資金計画 別紙のとおり

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権

以外の債権」という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、
約定弁済先の管理強化
返済態勢
厳正な法的処理
迅速な償却処理
に積極的に取り組む。

特に、の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生 of 未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、の返済態勢にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成21年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成21年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託することとし、中期計画期間中に平成20年度の委託債権残高の2割に相当する債権を新たにサービサー委託することを目指す。

また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。

機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、37億円交付されることを予定している。

短期借入金の限度額

平成21年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。

重要な財産の処分等に関する計画

戸塚宿舎の土地については、首都圏中央連絡自動車道の建設予定地となっていることから、事業主である国からの用地交渉を受け売却に向けた準備を進めることとする。

剰余金の使途
なし

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1．施設及び設備に関する計画
なし

2．職員の人事に関する計画

- (1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、総務部の常勤職員数1名の削減を図る。
- (2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。
- (3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (4) 人員に関する指標
 - ・ 期初の常勤職員数 146人
 - ・ 平成21年度中に1人削減

3．積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務（未収財源措置予定額）等の財源に充てることとする。

4．その他当該中期目標を達成するために必要な事項
なし

平成21年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	2,114
国庫補助金	5,964
その他の政府交付金	19,890
都道府県補助金	2,000
長期借入金	16,400
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	59,769
運用収入	1,283
その他収入	381
計	112,802
支出	
業務経費	69,414
公害健康被害補償予防業務経費	54,701
うち人件費	445
石綿健康被害救済業務経費	11,066
うち人件費	403
基金業務経費	2,972
うち人件費	141
承継業務経費	675
うち人件費	348
借入金等償還	33,304
支払利息	1,953
一般管理費	884
うち人件費	395
その他支出	5,035
計	110,590

[人件費の見積り]

平成21年度 1,349百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	456
国庫補助金	264
その他の政府交付金	9,841
業務収入	43,349
運用収入	1,030
その他収入	68
計	55,009
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	54,701
うち人件費	445
一般管理費	334
うち人件費	129
計	55,035

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	10,049
業務収入	1,274
その他収入	1
計	11,324
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	11,066
うち人件費	403
一般管理費	258
うち人件費	148
計	11,324

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	815
国庫補助金	2,000
都道府県補助金	2,000
運用収入	253
その他収入	283
計	5,352
支出	
業務経費	
基金業務経費	2,972
うち人件費	141
一般管理費	118
うち人件費	40
計	3,089

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	842
国庫補助金	3,700
長期借入金	16,400
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	15,146
その他収入	30
計	41,118
支出	
業務経費	
承継業務経費	675
うち人件費	348
借入金等償還	33,304
支払利息	1,953
一般管理費	174
うち人件費	77
その他支出	5,035
計	41,142

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	80,308
經常費用	80,308
公害健康被害補償予防業務経費	54,769
石綿健康被害救済業務経費	11,001
基金業務経費	2,972
承継業務経費	8,084
一般管理費	1,535
減価償却費	96
財務費用	1,851
収益の部	81,072
經常収益	81,072
運営費交付金収益	2,114
国庫補助金収益	264
その他の政府交付金収益	10,924
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,175
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,021
財源措置予定額収益	123
業務収入	51,436
運用収入	1,283
その他の収益	87
財務収益	2,644
純利益	763
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90
総利益	853

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	55,160
經常費用	55,160
公害健康被害補償予防業務経費	54,769
補償業務費	53,509
予防業務費	1,260
一般管理費	334
減価償却費	56
収益の部	55,028
經常収益	55,028
運営費交付金収益	456
国庫補助金収益	264
その他の政府交付金収益	9,841
業務収入	43,349
資産見返負債戻入	20
運用収入	1,030
財務収益	67
雑益	0
純利益(△純損失)	△ 132
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90
総利益(△総損失)	△ 42

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,285
經常費用	11,285
石綿健康被害救済業務経費	11,001
一般管理費	258
減価償却費	26
収益の部	11,285
經常収益	11,285
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,175
その他の政府交付金収益	1,083
資産見返負債戻入	26
雑益	1
純利益	0
総利益	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,095
經常費用	3,095
基金業務経費	2,972
地球環境基金業務費	819
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	2,058
維持管理積立金業務費	95
一般管理費	118
減価償却費	6
収益の部	3,095
經常収益	3,095
運営費交付金収益	815
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,021
地球環境基金運用収益	172
維持管理積立金運用収益	81
資産見返負債戻入	6
雑益	0
純利益	0
総利益	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,769
經常費用	10,769
承継業務経費	8,084
一般管理費	825
減価償却費	8
財務費用	1,851
収益の部	11,664
經常収益	11,664
運営費交付金収益	842
事業資産譲渡元金収入	8,088
財源措置予定額収益	123
資産見返負債戻入	8
財務収益	2,577
雑益	26
純利益	895
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	895

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成21年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	209,827
業務活動による支出	85,865
投資活動による支出	25,219
財務活動による支出	33,325
次期中期目標期間への繰越金	65,417
資金収入	209,827
業務活動による収入	101,010
運営費交付金収入	2,114
国庫補助金収入	5,964
その他の政府交付金収入	19,890
都道府県補助金収入	2,000
業務収入	58,740
運用収入	1,283
その他の収入	11,019
投資活動による収入	34,352
財務活動による収入	21,440
前中期目標期間よりの繰越金	53,024

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	79,487
業務活動による支出	55,646
投資活動による支出	13,700
次期中期目標期間への繰越金	10,142
資金収入	79,487
業務活動による収入	53,980
運営費交付金収入	456
国庫補助金収入	264
その他の政府交付金収入	9,841
業務収入	42,321
運用収入	1,030
その他の収入	68
投資活動による収入	13,678
前中期目標期間よりの繰越金	11,829

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,466
業務活動による支出	11,207
投資活動による支出	65
次期中期目標期間への繰越金	1,194
資金収入	12,466
業務活動による収入	11,324
その他の政府交付金収入	10,049
地方公共団体等拠出金収入	1,274
その他の収入	1
投資活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,143

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	73,725
業務活動による支出	11,200
投資活動による支出	11,450
次期中期目標期間への繰越金	51,075
資金収入	73,725
業務活動による収入	15,993
運営費交付金収入	815
国庫補助金収入	2,000
都道府県補助金収入	2,000
運用収入	253
その他の収入	10,925
投資活動による収入	20,670
財務活動による収入	40
前中期目標期間よりの繰越金	37,022

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	44,148
業務活動による支出	7,812
投資活動による支出	4
財務活動による支出	33,325
次期中期目標期間への繰越金	3,006
資金収入	44,148
業務活動による収入	19,714
運営費交付金収入	842
国庫補助金収入	3,700
業務収入	15,146
その他の収入	26
投資活動による収入	4
財務活動による収入	21,400
前中期目標期間よりの繰越金	3,030

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。